

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年5月13日)

開催日及び場所		令和2年3月12日(木曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏 佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 土田 華寿磨(公認会計士)			
審議対象期間		令和元年10月1日～12月31日			
審議対象案件		246件 うち、1者応札案件 122件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		10件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 4%) (抽出率 2%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		件
			工事希望型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約		件	
	業務	一般競争		2件	
		指名競争	公募型競争		件
			簡易公募型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約	公募型プロポーザル		件
			簡易公募型プロポーザル		件
			標準型プロポーザル		件
			その他の随意契約		件
	物品・役務等	一般競争		3件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		件	
		随意契約(企画競争・公募)		件	
		随意契約(その他)		2件	
	(特記事項) 特になし				

	質問	回答
<p>各委員からの意見・質問それに対する回答等</p>	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.2に関して、最終処分費用も含めて発注していたわけではないのか。 ・なぜ予定価格と落札金額の差が大きくなっているのか。 ・今回のように自分のところで処分できる業者を前提に公告していたわけではないのか。 ・そうすると自分のところで処分できる業者しか落札できなくなるのではないのか。次回から予定価格に影響が出てくるのか。 ・そのようになると自由競争にはならなくなる。小さい事業者は工事場所の近くの業者であっても落札しにくくなる。競争参加資格の見直し等が必要なのではないか。 ・宮崎県のごみを熊本県まで運んできて処分することは問題ないのか。 ・運搬したものを資材として売却した可能性はないのか。 ・こういった事業の発注は多いのか。 ・No.3について、宮崎南部署は僻地というわけではないと感じたが、入札者が1者である。これは石堀とトイレ改修工事を一緒にしていることが原因か。説明にあったように、逆に一緒にしないと業者が来ないということか。また年度末という時期も影響しているように感じる。6月など、工事が少ない時期に発注すれば良かったのではないのか。予算が余っているから実施したようにも見受けられるがどうか。 ・事業者は大きな会社であるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分費用も含めて発注している。 ・今回落札した事業者は自社で処分もしたため金額が低くなったと考えている。基本的には、事業者が一番近い処分場に運搬することを想定して予定価格を積算している。 ・通常どの業者でも取れるようにしている。 ・処分をどこにもっていくのかで変わってくる。基本的に工事でコンクリート殻が出る場合、現場から近い処分場に運搬して処理をしてもらうため、木材やコンクリートの量がどれだけあるかを示し、3者程度から見積もりを取る。当然運搬費がかかる。宮崎県内の事業者が解体をして処分場へもっていくという想定だったが、今回は処分も自社でできる事業者が落札した。想定ができていなかったケースである。 ・1千万円以下であり競争参加による入札を行っている。処分も含めて適正な処理をお願いしている。解体と処分は一連の流れであり、ここを分けるというのは難しい部分もある。最終処分までできないと参加できないという前提になると今回のような会社しか落札できない。そうすると解体はできるが廃材の処理については処分場にもっていく形をとっている会社が落札できなくなる。どちらを主とするかという線引きは難しい。こういった場合の積算に関してサンプルが少ないという現状もある。 ・特に問題はない。 ・古いプレハブ小屋なのでその可能性はない。 ・ほとんど残っていない。今後数が増えることがあれば、発注方法を考えていく必要がある。 ・工事自体は当初から予定があり、予算が下りてきていたものである。 ・D等級であり、そこまで大きな会社ではない。

	<p>・今回1者ということは次回このような工事があつた際に応札者がいないという問題になってくるのではないか。このことに関して危機感を持っておくべきなのか、それとも今回偶然1者しか応札がなかったということか。</p> <p>・No.7に関して、松くい虫に関する事業は今までもあったが、今回はマツケムシの除去である。松くい虫とはまた違うのか。</p> <p>・No.9のヘリポートの事業は工事というカテゴリではなかったのか。一般的な土木工事とは異なるので役務調達という認識で良いのか。</p>	<p>・ご指摘をいただいたとおり、時期の問題は大きかったように感じる。発注時期を早くすることは課題の一つである。</p> <p>また、建設工事に関しては森林管理局が競争入札で工事をするものは少ないため、建設工事に関する公告を事業者が見ていなかった可能性が考えられる。庁舎など規模が大きく金額の高いものは国交省が実施することになる。こういった比較的規模の小さい工事はなかなか応札してもらえていない現状もある。</p> <p>・異なる。以前マツケムシは南九州で多く発生していた。今回も9月、10月ごろに同じような被害が出てきていたので、早く駆除をしないと松の葉が食べ尽くされてしまうので緊急随契で行った。松くい虫被害防除については被害予測が出来ており、4～5月に応札する計画が出来ている。一方マツケムシについては被害予測が出来ず、早急に駆除しなければマツが枯れてしまうため、今回のような対応となった。</p> <p>・今回は役務調達で行っている。防草ネットを外すことや、そこへ至る道の整備をするなど複数の工程が含まれているので今回は役務調達という形で実施した。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局:九州森林管理局企画調整課